

○『「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘』に関する注意喚起

消費者庁は、「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘を巡るトラブルについて、8月12日に、3事例6社の情報を公表し、消費者への注意喚起を行いました。その後、各地の消費生活センターに同様のトラブルの相談が寄せられており、消費者庁の調査したところ、さらにいくつかの業者が関与した事例について、消費者事故等にあたる不適切な勧誘行為があることが確認されました。

このため、消費者庁では、消費者安全法の規定に基づき、新たな事例について、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、再度、消費者への注意を呼びかけています。

新たに不適切な勧誘行為を行っていた業者は、「株式会社RBA」、「株式会社未来企画」、「株式会社ほしの開発」、「株式会社ライフコーポレーション」、「株式会社アールエスエス」及び「株式会社双天」の6社です。

○実際には業者が鉱業法上の権利（鉱物の採掘・取得に関する権利）を有していないにもかかわらず、あたかもそれを有して、取引の対象である「権利」や「証券」が販売又は発行されるかのような説明が行われています。

○上記の業者から、事例で紹介したパンフレット等が送付されても、勧誘に応じないようにしましょう。

○「鉱山の採掘」や「鉱物」に関し、他の業者から紹介した事例と類似した勧誘があった場合も、慎重に対応してください。

〈勧誘事例や事業者の概要等はこちら↓〉

http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/111021_1.pdf

【消費者庁の情報】

☆消費者庁情報誌「消費者庁now!」第3号が発行されました。

http://www.caa.go.jp/information/infosend/pdf/03_now111020.pdf

【国民生活センター情報】

☆高齢者も被害！出会い系サイトの「お金をあげる」はウソ！？

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen122.html

☆国民生活センターや国民生活センターの関係者をかたる怪しい電話にご注意！

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20111024_1.html

☆アートメイクに関する危害情報

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20111027_1.html

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆最寄りの市町村の消費生活相談窓口へ↓URL

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudanmadoguchi.html>

☆県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、その他消費生活に関する相談及び個人情報に関する相談）

受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30

相談電話：097-534-0999

◇消費生活特別相談（平日に相談できない消費者等を対象に第3日曜以外の日曜に実施）

受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00

相談電話：097-534-0999

◇食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品の表示制度に関する質問など）

受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30

相談電話：097-536-5000

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL097(534)4034 FAX097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail:a13040@pref.oita.lg.jp
=====